

## 神戸市身体障害者用自動車改造費助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、重度身体障害者が自動車を取得し、その自動車の改造に要する経費（以下「改造費」という。）を助成することにより、重度身体障害者の社会参加の促進を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 改造費の助成対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 神戸市内に居住する者
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けた者でその障害程度が、身体障害者福祉法施行規則別表第5号に規定する肢体不自由で、1級若しくは2級の者又は市長が特に助成の必要性を認めた者
- (3) 自らが所有し、運転する自動車の操向装置、駆動装置等の一部を改造しようとする者若しくは6ヶ月以内に改造した者
- (4) 助成を行う月の属する年の前年（1月～6月の申請については前々年）の所得税課税所得金額が、当該月の特別障害者手当の所得限度額を超えない者

(助成対象経費)

第3条 助成対象となる経費は、操向装置、駆動装置、移乗装置等の改造費とする。

(助成額)

第4条 改造費の助成額は、予算の範囲内で1件あたり100,000円とする。ただし、改造費が助成額に満たない場合は、その実費の額を助成額とする。

(助成の申請)

第5条 改造費の助成を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、自動車改造費助成申請書（様式第1号）を、その居住地を管轄する福祉事務所長を経由し、市長に申請するものとする。

- 2 申請者は、申請書に改造を行う業者の見積書（改造の箇所及び経費を明らかにしたもの。）及び前年（1月～6月の申請については前々年）の所得税額課税所得金額を証明する書類を添付するとともに運転免許証を提示するものとする。ただし、申請前にすでに自動車改造を完了した場合は、見積書に替えて改造を行った業者の領収書若しくは納品書（改造の箇所及び経費を明らかにしたもの。）写を提出するものとする。
- 3 福祉事務所長は、前2項に掲げる申請書等を市長に送付するときは、申請書の記載内容を審査するとともに、身体障害者手帳写及び運転免許証写を作成し、添付するものとする。

(助成の決定)

第6条 市長は、前条の申請書等を受理したときは、速やかに助成の可否を決定しなければならない。

2 市長は、改造費の助成を決定したときは、自動車改造費助成決定通知書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

3 市長は、改造費の助成を却下することに決定したときは、自動車改造費助成却下通知書（様式第3号）を申請者に交付するものとする。

（助成金の請求）

第7条 改造費の助成の決定を受けた者は、自動車改造完了届（様式第4号）、自動車改造費助成金請求書（様式第5号）及び道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に定める自動車検査証の写を市長に提出するものとする。ただし、申請前に自動車改造を完了した場合は、自動車改造完了届（様式第4号）の提出を省略することができるものとする。

（完了検査）

第8条 市長は、自動車改造完了届を受理したときは、実地に改造状況を調査し、検査調書（様式第6号）を作成しなければならない。

（助成金の支払い）

第9条 市長は、自動車改造費助成金請求書（様式第5号）に基づき速やかに助成金を支払うものとする。

（助成金の返還）

第10条 市長は、偽りの申請その他不正な手段により助成金の交付を受けたと認めた場合は既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

（帳簿の整備）

第11条 市長は、改造費の助成状況を明らかにするため、自動車改造費助成簿（様式第7号）を整備しなければならない。

（施行の細則）

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

この要綱は昭和49年12月1日から施行し、昭和49年4月1日以降改造実施分から適用する。

附 則

この要綱は平成8年4月1日から施行し、平成8年4月1日以降改造実施分から適用する。

附 則

この要綱は平成10年10月1日から施行し、平成10年10月1日以降改造実施分から適用する。

附 則

この要綱は平成12年4月1日から施行し、平成12年4月1日以降改造実施分から適用する。

附 則

この要綱は平成16年4月1日から施行し、平成16年4月1日以降申請分から適用する。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から施行し、平成24年4月1日以降申請分から適用する。

附 則

この要綱は平成24年5月1日から施行し、平成24年5月1日以降申請分から適用する。

附 則

この要綱は平成25年8月19日から施行し、平成25年8月19日以降申請分から適用する。